

県管連発第 17 号

平成 29 年 8 月 31 日

理 事 長 各 位

宮崎県管工事協同組合連合会

理事長 長倉 康治

(公印省略)

指定工事事業者制度の更新制度導入に伴う

給水装置工事主任技術者の研修に関する意向調査について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会に対し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、全管連より意向調査の依頼がございました。現在、「指定給水装置工事事業者制度」に更新制度（5年）を導入する水道法改正案の早期成立に向けて要望活動を行っており、法案が成立した場合には、来年秋以降より施行予定とのことです。

それに伴い、更新申請時に「給水装置工事主任技術者」の研修受講状況が確認事項の一つとされる予定であるため、研修会の開催が必要と考えられることから、研修・講習方法について、給水工事技術振興財団を中心に、全管連・日本水道協会の3団体で協議に入っており、協議の資料として各県管連の意向を把握したいとのことです。

つきましては、各組合様からの回答を集計し全管連へ報告させていただきますので、所属員の皆様方へ周知いただき、各組合事務局でお取りまとめのうえ回答票を県管連あて FAX にてご返送ください。

詳細につきましては、別添の全管連文書をご覧ください。

お忙しいところ、お手数をおかけ致しますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い致します。

※ 回答締切日 9月20日（水）

全管連発29第160号

平成29年 8月28日

全管連 都道府県支部長 各位

全国管工事業協同組合連合会

(押印省略)

指定工事業業者制度の更新制度導入に伴う

給水装置工事主任技術者の研修に関する意向調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会に対し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定給水装置工事業業者制度につきましては、更新制度（5年）の導入に向けて、水道法改正案が去る3月7日に閣議決定されましたが、先の通常国会では残念ながら法案審議に至らず継続審議の扱いとされ、今秋国会での早期成立が図られるよう現在要望活動を行っているところです。

今後、法案が成立した場合には、来年秋以降より施行される予定です。

なお、この度の指定店制度に係る水道法改正案では、従来の指定要件を変更するものではないものの、指定工事業業者の資質向上は重要な課題とされ、指定の更新申請時に、水道事業者が指定工事業業者に対して事業実施状況等の確認を行うこととされ、給水装置工事主任技術者の研修受講状況が確認事項の一つとされる予定です。

確認内容については、主任技術者毎に、どういう研修等を受講したかを記載し、受講修了証等受講の事実を証明する書類等を添付することが考えられています。

こうしたことから（公財）給水工事技術振興財団では、これまで主任技術者を対象に無償で実施しているeラーニングのシステムを大幅に改修・有償化し、こうした対応に備えることとしておりますが、集合教育も実効性ある研修会として必要と考えられることから、現在、給工財団を中心に全管連、日水協の3団体で協議に入っております。

つきましては、考えられる研修、講習方法について、今後の協議に資す資料を得るため、別添のとおり本会都道府県支部に対し意向調査を実施することといたしました。

（別紙1）をご一読のうえ、（別紙2）の回答欄にご記入のうえ、9月29日（金）までにFAXまたはメールにてご返信いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査は、研修の規模感などを把握し、あくまでも3団体協議の参考とするため実施するものであり、講習費用等については流動的であることを申し添えます。

敬具

本件に関するお問合せ先

事務局 松本、上田

(研修・講習事項)

指定店の更新期間と同様に給水装置工事主任技術者に5年に一度の研修・講習の受講を推奨することとし、法令等の改正ポイント、最新の給水装置の紹介、主任技術者の役割の再認識、給水装置事故事例、水道に関する動向などを学習する。

(注) 現行法においても指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者等に研修の機会を確保するよう努めること(水道法施行規則第36条)とされている。改正法施行時の厚労省通知において、「水道事業体から指定工事店経由で主任技術者に講習受講を指導すること」を盛り込むよう要請している。

(考えられる研修、講習方法)

○eラーニング研修

主にインターネットを利用した学習形態で、集合教育研修にはない時間やコストの面でそれぞれが状況に合わせて理解度に応じた学習ができる等のメリットがある。

これまで無料で給工財団が実施しているeラーニングのシステム改修を行い、主任技術者の研修受講状況を確認できる研修に変更する。この対応に伴い、研修費用は修了証カードの発行も含めて7,000円程度となる予定。

○集合教育研修

1. 実施イメージ

給工財団のeラーニングテキストを編集したものをテキストとして集合教育を行う方法。イメージとしては、半日の講義と簡易な修了考査。

実施主体としては、公益性が保たれるよう給工財団とする。全管連及び支部は、会場の確保・設営、研修事務を担い、給工財団と業務委託契約を締結する。研修講師は、日水協の協力を得て地元水道事業体又は東京水道サービス等に依頼する。

2. 実施規模

①全管連都道府県支部ごとに開催

1 研修会の最大人数は原則180名とし、1日360名を基準とする。

(所属企業以外の受講も拒まない)

②最少催行人数 90名(この人数に満たない場合の開催は別途検討)

③受講料及び業務手数料(想定額、※今後、業務手数料を含めて精査)

10,000円(消費税込み)(内 全管連業務手数料 3,000円、
本部手数料 300円、支部手数料2,700円会場費込み)

④主な業務分担

(給工財団)

- ・研修実施計画の策定、受講案内、受講申込受付
- ・受講者名簿の整理、受講票の発送
- ・テキスト作成、修了考査の作成・採点
- ・主任技術者資格者証(カード)による更新講習修了証の発行

(全管連本部、都道府県支部)

- ・会場確保
- ・研修の周知
- ・研修実施事務(会場設営、受付、講師接遇、テキスト配布等)

(日水協)

- ・講師派遣協力等

⑤研修開始時期

平成30年4月以降

(平成30年10月から更新申請が開始されると想定すると、それまでに開催実績が必要となるため。)

⑥その他

給水装置工事主任技術者の資格保有者数は20万人を超えており、eラーニングでなく本研修を受講する者がそれなりの人数となれば、業務手数料が都道府県支部の収入として期待できることころであるが、受講は義務でないこともあり、果たしてどれだけの受講者を確保できるか不安定なところもあります。厚労省、水道事業体等による受講促進の指導が必要と考えています。

以上

